

# 須坂市次世代育成支援行動計画

## 後期計画（平成22年度～26年度）



平成22年3月24日

長野県須坂市

## 目 次

<b>I 基本的方向性</b> .....	1
1 計画策定の背景と目的 .....	<a href="#">1</a>
2 計画の性格 .....	1
3 計画の期間 .....	1
4 計画の基本的理念 .....	2
5 計画の基本的視点 .....	2
6 基本理念と基本目標 .....	4
<b>II 施策体系</b> .....	5
1 地域全体で子育て家庭を支援し、子どもたちが健やかに育つ環境整備を推進します .....	5
2 母性並びに乳幼児の健康の確保と増進を図ります .....	1 1
3 次代を担う子どもたちの健やかな育ちと自立を支援します .....	1 4
4 安心して育てられる生活環境を整備します .....	2 2
5 仕事と生活の調和がとれる社会をめざします .....	2 5
<b>III 計画の推進体制</b> .....	2 6
1 市民との連携、共創の取組み .....	2 6
2 計画の進捗状況と評価 .....	2 6
<b>IV 目標事業量</b> .....	2 7
<b>V 資料編</b> .....	資料 1
1 前期行動計画事業の評価 .....	資料 1
2 子育て・子育てを語る広場 .....	資料 2 8
3 次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 .....	資料 3 8
4 将来推計人口 .....	資料 9 6
5 統計資料 .....	資料 9 7

# I 基本的方向性

## 1 計画策定の背景と目的

現在、わが国では急速な少子化が進んでいます。急速な少子化は労働力人口の減少や社会経済の活力の低下、現役世代への社会保障負担の増加など、さまざまな影響が考えられます。

また、核家族化や、地域における人間関係の希薄化などにより、子育てに関する知恵が伝承されにくくなり、保護者の孤立化や育児不安、児童虐待といった諸問題が顕在化すると共に、家庭・地域の教育力の低下も懸念されています。

子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、社会全体で次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援する体制の整備が必要となっています。

平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法は、地方公共団体及び事業主に、次世代育成支援行動計画の策定を義務付けました。この計画は、次世代育成支援のための集中的・計画的な取組を推進することを目的としています。

これを受けて、須坂市では、平成17年3月に「須坂市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、家庭や地域、関係団体、関係機関、企業とも連携しながら、子育て支援に関する様々な施策を推進してきました。また、子育て支援に関わる団体等の協力を得て「子育て・子育てを語る広場」を設立し、異分野でのネットワーク構築を推進する共に、市民目線からの進捗管理に努めてきました。こうした前期計画の成果と課題を踏まえ、今後5年間の須坂市における子育て支援に関する総合的な計画として、後期計画を策定するものです。

## 2 計画の性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定による市町村行動計画として、法第7条第1項の規定に基づく「行動計画策定指針」（平成21年改定）に沿い、本市における今後の子育て支援施策に関わる方向や具体的な方策を明らかにするものです。

## 3 計画の期間

平成17年度から平成21年度の5か年計画であった「須坂市次世代育成支援行動計画」（前期計画）の見直しを実施し、その後期計画として、平成22年度から26年度を対象とした「須坂市次世代育成支援行動計画後期計画」を策定します。

なお、本計画の実施状況、社会情勢の変化などに対応し、見直しの必要があるときには適切に検討をしていきます。

## 4 計画の基本的理念

豊かな自然と、文化に恵まれた須坂市は、環境に配慮しながら自然資源、社会資源を活用し、市民や各種団体、企業との共創により、「須坂に住んで良かった」と感じられるまちづくりを目指しています。

そのような環境の中、地域全体で未来を担う児童・青少年を健全に育成すべく、平成12年に「未来を担う児童・青少年育成都市」宣言をし、児童・青少年の健全育成の推進を図ってきました。

また、「子どもは“宝”プロジェクト」として、地域の宝である子どもを家庭、地域、企業、行政、それぞれが連携し、「子育て家庭にやさしいまちづくり」の取り組みを推進しています。

少子化の進行や核家族化、地域社会の変化など子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題も生じています。

このような状況を踏まえ、須坂市次世代育成支援行動計画の基本理念を

- 子どもを安心して産み 育てやすいまち
  - 一人ひとりの子どもが、夢と希望に向かって生き生きと育つまち
  - 家庭生活、仕事の「こうしたい」がかなうまち
- とします。

## 5 計画の基本的視点

本計画の策定にあたっては、次の9つの基本的視点により施策の推進を図ります。

### (1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した取り組みを進めます。

### (2) 次代の親づくりの視点

子どもは次代の親となるとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めます。

### (3) サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観の多様化にともない、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。また、個々の家庭の特性をふまえる必要もあることから、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った取り組みを進めます。

### (4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとともに、国及び県、市はもとより、企業や地域社会も含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手と連携した取り組みを進めます。

#### (5) 仕事と生活の調和の実現の視点

子育ては男女が協力して行うべきことです。働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を進めることは、結婚や出産、子育てに関する希望を実現するために取り組むべき課題であることから、関係機関や企業等と連携した展開を図ります。

#### (6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立のみならず、子育ての孤立化等の問題をふまえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、取り組みを進めます。

#### (7) 地域における様々な活動主体との共創と社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育て活動を行うNPO、子育てサークルをはじめとする様々な地域活動団体や、民間事業者などが活動するとともに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く存在します。加えて、豊かな自然環境や各地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、市民・団体等様々な活動主体との共創と、社会資本を十分かつ効果的に活用する取り組みを進めます。

また、保育園、児童センター、公民館、学校施設等をはじめとする各種の公共施設の活用を図ります。

#### (8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量の適切な確保とサービスの質の確保が重要であり、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていく視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めます。

#### (9) 地域特性の視点

人口構造や産業構造、利用者のニーズ、必要とされる支援策など地域の特性は様々であり、須坂市の特性をふまえ、主体的な取り組みを進めます。



## 6 基本理念と基本目標

### ○基本理念

- 子どもを安心して産み 育てやすいまち
- 一人ひとりの子どもが、夢と希望に向かって生き生きと育つまち
- 家庭生活、仕事の「こうしたい」がかなうまち



### ○基本目標

#### 1 地域全体で子育て家庭を支援し、子どもたちが健やかに育つ環境整備を推進します。

子育ての負担を家庭だけが負うのではなく、子育て家庭が、適切なサービスを受けながら、不安感・負担感を軽減する支援が必要です。

また、特別な支援を必要とする児童・保護者にとって子どもの自立に向けた一層の支援が必要です。

#### 2 母性並びに乳幼児の健康の確保と増進を図ります。

出産のリスクを最小にし、母性の保護と、子どもが健やかに成長することを保障する環境整備が大切です。

また、食事は健康の基本です。正しい食生活習慣取得のためには幼児期からの食育が大切です。

#### 3 次代を担う子どもたちの健やかな育ちと自立を支援します。

子どもたちが自ら考え、行動していくために必要な力をつけ、社会の構成員として自覚して生きていくことが重要です。そのためには、家庭での教育を基礎とし、家庭と学校が連携し、地域も加わり、子どもたちが様々な体験や交流を重ねることが必要です。

また、少子化、核家族化、地域社会の絆が希薄化する中で、家庭・地域の教育力の低下が懸念されています。家庭、地域の教育力向上を支援し、地域の子どもたちは、地域で育てる取り組みを推進します。

#### 4 安心して育てられる生活環境を整備します。

子どもたちが無事に成長することは、親に限らず誰もの願いです。子どもたちが事故、犯罪等に巻き込まれることがないように、地域全体で見守ると共に環境の整備に努めます。

また、乳幼児を持つ保護者をはじめ、誰もが利用しやすい生活環境の整備を進めることが重要です。

#### 5 仕事と生活の調和が取れる社会をめざします。

子どもたちの健全な育成のためには、保護者が心にゆとりを持つことが大切です。男女がともに家族としての責任を担い、仕事と子育ての両立ができるよう、市民への意識啓発や家庭への支援、企業への働きかけなど多角的に取り組み、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）普及・啓発に努めると共に男女共同参画社会の実現をめざします。

## II 施策体系

### 1 地域全体で子育て家庭を支援し、子どもたちが健やかに育つ環境整備を推進します

#### (1) 子育て支援サービスの充実

- すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。
- 保護者などが子育てに関する相談がしやすく、かつ的確に対応できるよう相談の窓口を広くとり、相談体制を整えます。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
妊婦訪問	保健師が各家庭を訪問し、様々な相談に対応します。	継続	健康づくり課
乳児（新生児）訪問指導事業	生後3か月までを目安に、新生児宅を訪問し、様々な相談に対応します。	継続	〃
養育支援訪問事業	要保護児童家庭等特に継続した支援が必要と思われる家庭に保健師、ヘルパー等を派遣します。	新規	子ども課
ファミリー・サポート・センター事業	サービス提供会員、依頼会員相互の支援活動を通じて、地域全体で子育て家庭を支援する基盤整備を推進します。	登録会員 200人	〃
子育て支援センター事業	地域子育て支援拠点施設としての機能拡充を図ると共に、各地域で行われる子育て支援活動を応援します。	継続	〃
育児ボランティア団体助成事業	ボランティア団体が実施する託児ステーション、子育て広場の実施に係る費用を助成します。	継続	〃
放課後児童クラブ事業	児童の心身の健やかな成長と、放課後留守家庭児童の健全育成を図るため放課後児童クラブを開設します。	公立11か所、委託4か所	学校教育課
専門相談員による相談	教育相談員、家庭児童相談員、管理栄養士、保健師、保育士等による相談を、さまざまな場所で行います。	継続	健康づくり課 学校教育課 子ども課
相談窓口の充実	ホームページ、子育て支援センター、保育園、保健センターなど、相談窓口を充実します。	継続	〃

#### (2) 保育サービスの充実

##### ア 柔軟な保育所運営

- 保育サービスは、子どもの幸せを第一に考えるとともに、保護者の生活実態及び意向を十分に踏まえて、私立保育園と連携しサービスの提供体制を整備します。
- 公立保育園は、今後の園児数の推移等を見ながら「須坂市保育所運営審議会」の答申を尊重した施設整備を進めます。
- 保育サービスの利用者による選択や子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の

安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。

○保育所保育指針等を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上を図るため、保育士の計画的な研修に努めます。

○保育サービスの質を担保する観点から、福祉サービスの第三者評価等について検討を進めていきます。

## イ 多様な保育サービスの提供

○私立保育園等と連携して、特別保育事業の充実により多様な保育需要に対応した取り組みを行います。

○保育サービスの充実に当たっては、民間活力の導入を検討します。

## ウ 放課後等における子どもの居場所づくりの推進

○小学校の授業終了後及び長期休暇期間中に、児童に適切な遊び・学びの場を民間活力も活用して提供します。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
通常保育事業	保育園で、通常時間帯（午前8時30分から午後4時30分まで）に保育を行います。	公立保育園は統合等により9園とします。	子ども課
保育所運営委託事業	私立保育園、市外公立・私立保育園に、保育実施児童の委託を行います。	継続	〃
私立保育所施設整備事業補助	須坂南保育園に代わる、新たな私立保育園の施設整備に対して補助します。	平成23年4月開園予定	〃
公立保育所の統合	仁礼保育園と夏端保育園、井上保育園と須坂千曲保育園をそれぞれ統合し、新たな統合園を設置します。	平成23年度から	〃
保育所施設整備事業	老朽化した公立保育園の建て替えなどを進めます。	平成23年度から順次	〃
低年齢児保育事業	保護者から要望の多い乳児保育の公立保育園での実施を拡充します	1園増やし、4園で実施	〃
延長保育事業	保護者の働き方に合わせた延長保育の実施時間の検討をします。	継続	〃
一時的保育事業	保護者の臨時的、緊急的な保育需要に対応するために公立保育園全園で実施します。	継続	〃
特別支援保育事業	障がいを持つ児童には加配保育士を配置します。	継続	〃
休日保育事業	私立保育園が行う休日保育の実施を支援します。	継続	〃
病後児保育事業	私立保育園での設置を支援します。	1か所	〃
病児保育事業	医療機関と連携した病児保育の実施について検討します。	新規	〃
保育所通園費補助金	通園に負担が多い峰の原高原地区において、通園費の補助を行います。	継続	〃
保育所職員の研修	計画的な研修に努め、保育の質の向上を図ります。	継続	〃
保育サービス事業の第三者評価事業	サービスの質を担保する観点から事業導入の検討をします。	新規	〃

放課後児童クラブ事業（再掲）			学校教育課
----------------	--	--	-------

### (3) 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供します。
- 子育て支援サービスの質の向上を図る観点から、様々な活動を行う団体や子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。
- 子育て中の親子が遊び、集える場所の整備・拡充を図ります。
- 各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、様々な媒体を活用した情報提供を行います。
- 地域住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めていきます。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
子育て支援センター（再掲）	すくすく育児ランド、ピアママサロンなどの事業を実施し、母親の仲間作りを支援します。	継続	子ども課
団体のネットワーク化と活動支援	各団体の活動内容について情報の共有化を図り、ネットワーク化を推進します。また、各団体の活動を支援します。	継続	男女共同参画課 子ども課
子育てガイドブック発行	子育てに関する必要な情報を「わくわくどきどき子育てガイド」及び「いきいきすざかっ子 ワクワク子育て」にまとめ配布します。	継続	子ども課 福祉課
すざか子育てナビ	子育て情報の一覧性を図るため、子育てポータルサイト「すざか子育てナビ」の充実を図ります。	継続	子ども課
すざか子育て応援メルマガ	様々なイベント情報や家庭の教育力向上を支援する情報を毎週発行します。	登録人数 200人	〃
公園管理・整備	都市公園等並びに遊具の管理及び整備を行います。	継続	まちづくり課
地域子育て拠点児童遊具設置事業補助事業	町が管理する公園等に、遊具を設置する事業に対し補助します。	新規	子ども課
児童センター「遊びの広場」	午前中を「遊びの広場」として、未就園児を持つ家庭に開放します。	継続	学校教育課
地域「子育て広場」	各地域で地域公民館、保健指導員などが連携して開催する「子育て広場」を支援します。	継続	健康づくり課 中央公民館 子ども課

### (4) 経済的な支援

- 経済的負担が大きい、子育て家庭の経済的負担軽減を図ります。
- 出産を望んでも妊娠が難しい夫婦に不妊治療費を助成し、負担軽減を図ります。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
福祉医療費給付金	小学校3年生までの入・通院及び6年生までの入院、母子家庭の母子等、父子家庭の父子を対象に、医療費の負担軽減を図ります。	継続	健康づくり課
不妊治療費補助	不妊治療を行っている夫婦に補助します。	継続	〃
妊婦一般健診事業	安全な出産に資するため、妊婦健康診査基本健診14回分及び超音波健診などの追加健診9回分の受診券を配布します。(一部公費負担) 里帰り出産及び助産所も公費負担の適応とします。	継続	〃
助産措置事業	健康保険未加入の低所得者世帯に対し、助産費を支援します。	継続	福祉課
保育所保育料の軽減	国の保育料徴収基準額に対し、市独自に保育料を軽減します。	継続	子ども課
幼稚園就園援助事業	私立幼稚園が入園料・保育料を、世帯の所得の状況に応じて減免する事業の経費に対して補助をします。	継続	〃
子育て家庭優待パスポート事業	児童を養育する世帯にカードを配布し、事業に協賛する店舗で割引などの特典が受けられるようにします。	協賛店舗 200店	〃
おもちゃの図書館事業	市民から不用になった遊具の提供を受け、短期的な貸し出しをします。併せて、チャイルドシートの貸し出しも行います。	新規	〃
教育就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に就学援助費を支給し、教育の機会均等を図ります。	継続	学校教育課
奨学金貸与事業	高等学校、高等専門学校、大学に在学・進学する者で、経済的理由によって修学が困難な者に奨学金を貸与します。	継続	〃
児童クラブ運営事業	利用料について、一定の基準により減免します。	継続	〃
子ども手当支給	中学校修了前の児童を養育している者に支給します。	新規	子ども課
ごみ袋の無料配布	乳幼児を育てる世帯に、ごみ袋を無料配布します。	新規	生活環境課

## (5) 特別な支援が必要な児童、保護者への支援

### ア 児童虐待防止対策の充実と早期発見・早期支援

- 児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないとの認識の下、須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会(要保護児童対策地域協議会)構成機関が連携し、相互に情報を共有すると共に、個別ケースの具体的な支援・対応を行います。
- 同ネットワークが有効に機能するために、その運営の中核となる要保護児童対策調整機関(子ども課)の職員を始めとする関係者の資質向上を図ります。
- 児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に

養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等を適用し、適切な支援につなげていきます。

○地域全体で虐待などを見逃さずに対応できるよう、児童虐待防止推進の啓発を図ります。

## イ ひとり親家庭の自立支援の推進

○ひとり親家庭が増加している中で、ひとり親家庭児童の健全な育成を図るため、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を適切に実施していきます。

## ウ 障がい児施策の充実

○障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。

○障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、保育、教育等の各種施策の連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。

○発達障がいについても、児童の状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるよう、必要な力を培うため、乳幼児健康診査、すこやか相談相談事業等を通じて早期発見・早期支援に努めます。

○家族の不安を解消し、家庭で適切な育児を行えるよう保護者への支援を行います。

○保育園、幼稚園、小・中学校で適切な指導が行われるよう、保育士、教職員の資質向上を図ります。

○保育園及び児童センター、放課後児童クラブにおいて、障がい児の受入れを推進します。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
虐待被害者等支援対策連絡協議会	要保護児童対策推進地域協議会として、関係機関と連携し、虐待等の防止・対策推進を図ります。	継続	子ども課
乳児（新生児）訪問指導事業（再掲）			健康づくり課
養育支援訪問事業（再掲）			子ども課
オレンジリボン運動	児童虐待防止推進のシンボルであるオレンジリボン運動を推進します。	継続	〃
母子自立支援員による支援	各種制度の説明や就業支援など、ひとり親家庭の総合的な支援、相談を行います。	継続	福祉課
母子家庭等日常生活支援事業	一時的に生活援助・保育サービスが必要となる場合に、家庭生活支援員を派遣します。	継続	〃
自立支援教育訓練給付金事業	給付制度対象講座（ホームヘルパー1・2級、経理事務など）の受講料の2割（10万円上限）を支給します。	継続	〃
母子家庭高等技能訓練促進費等給付金	母子家庭の母の就職に有利で、生活安定のための資格取得を促進するため、受講期間中の生活支援として給付金を支給します。	新規	〃

母子寡婦福祉資金貸付	子どもの高校・大学等の修学資金など無利子の貸付金や、生活資金、住宅資金など低金利での貸付金が受けられます。	継続	〃
母子福祉資金償還金利子補給金交付事業	母子寡婦福祉資金貸付のうち、有利子の貸付金を受けている場合に、返済金にかかる利息の2分の1を補助します。	継続	〃
村石母子、父子家庭特別奨学給付金事業	須坂市出身の村石久二氏からの寄附により、大学（短大を除く）に進学する母子、父子家庭のお子さんで、能力がありながら、経済的理由により修学が困難な方に給付します。（1人50万円）	継続	〃
在宅福祉サービス	障がい児の福祉向上を図ります。	継続	〃
地域生活支援事業	障がい児の自立支援と社会参加の促進を図ります。	継続	〃
支援費サービス事業	障がい児の福祉向上を図ります。	継続	〃
福祉金支給	障がい児の福祉向上を図ります。	継続	〃
福祉医療費給付金事業（再掲）	療育手帳の交付を受けている者への医療費の負担軽減を図ります。	継続	健康づくり課
特別児童扶養手当	重度もしくは中程度の身体・知的障がい等のある20歳未満の児童を養育している保護者に支給します。	継続	子ども課
児童扶養手当	18歳までの児童を養育しているひとり親家庭に支給します。	継続	〃
幼児心理相談事業	乳幼児の発育・発達に悩みを持っている保護者の相談に、臨床心理士が対応します。	継続	健康づくり課
親子教室（療育事業）	健康診査や心理相談で、ことばや運動面における発達に心配がある幼児を対象に、リズム遊びや課題遊びを行い、発達を促すための教室を開催します。	継続	〃
すこやか相談事業	スムーズな就学につながるよう、5歳児からの発達相談などを行います。	継続	子ども課
すこやか教室（療育事業）	発達などに心配がある児童を対象に、小集団による社会生活技能訓練を実施し、児童及び保護者の支援を行います。	継続	〃
母子通園訓練施設「はげみ園」	就園前の心身障がい児の発達の支援を行います。	継続	〃
特別支援保育事業（再掲）			〃
ごみ袋の無料配布（再掲）	障がい児で在宅で紙おむつを使用している世帯に、ごみ袋を無料配布します。	新規	生活環境課



## 2 母性並びに乳幼児の健康の確保と増進を図ります

### (1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されると共に出産満足度が高まるよう、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- 親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ります。
- 乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取り組みを進めます。
- 事業に関わる保健師、保健補導員等の研修を行い、能力向上に努めます。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
マタニティーセミナー	妊娠中の食事や親になるための心構え等、妊娠出産について3回1コースで開催します。夫婦同伴で参加できる内容としています。	継続	健康づくり課
妊婦一般健診事業（再掲）			〃
産後ケア事業	出産後の一定期間、助産所に母子が入所し母体の保護及び保健指導が受けられます。	継続	〃
乳児（新生児）訪問指導事業（再掲）			〃
幼児心理相談事業（再掲）			〃
親子教室（再掲）			〃
乳幼児健康診査・相談	3か月児健診、1歳児相談、1歳6か月児健診、2歳児相談、3歳児健診を行い、発育・発達状況の確認や健康・育児の相談に応じ、育児支援を行います。	継続	〃
マザーリフレッシュ講座	なおざりにされがちな母親の健康づくりを支援するために開催します。	継続	〃
養育支援訪問事業（再掲）			子ども課
幼児救急救命講習	児童センターやファミリー・サポート・センターで開催し、普及を図ります。	継続	学校教育課 子ども課

### (2) 思春期保健対策の充実

- 10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、健康分野と教育分野が連携し、性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題について、地域、学校における相談体制の充実等を進めます。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
思春期セミナー	小学生の保護者を対象に学校と連携し、思春期の性についてや命の大切さを学びます。	年3校	健康づくり課
「心の相談日」	保健センターの保健師が相談に対応します。	継続	〃
学校等での相談体制の整備	教育相談員、スクールカウンセラー、心の教室相談員等を配置します。	継続	学校教育課

### (3) 食育（食べごと）の推進

- 乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健分野、教育分野や農林分野等が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。
- 食事づくり、野菜づくり等の体験活動や子ども参加型の取組を進めると共に、地産地消（賞）を推進します。
- 母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
離乳食講座	5～6か月の乳児を対象にした「もぐもぐ離乳食講座」と9～10か月の乳児を対象にした「かみかみ離乳食講座」を行います。	継続	健康づくり課
食育に関する健康教育	マタニティセミナー、乳幼児健康診査、出前講座で、食についての講座を行います。	継続	〃
子育て世代の食育クッキング	保護者が、幼児の食事を理解し、心身ともに豊かな子どもを育てられるよう支援します。	新規	〃
乳幼児歯科検診	2歳児健康相談、3歳児健康診査で検診を行います。	継続	〃
食育の推進	望ましい食習慣取得のために、小学生を対象に「食で健やか親子でクッキング」、中学生を対象とした食育推進支援事業を実施します。	継続	健康づくり課 学校教育課
栄養教諭による食育指導	栄養教諭による、食に対する興味・関心を育てる教育を実施します。	新規	学校教育課
公立保育所での食育指導	年齢別食育指導を実施します。	各園年4回	子ども課
親子・祖父母クッキング事業	食に関する興味を広げるため、保育園で保護者・祖父母との調理体験を実施します。	継続	〃
公立保育所での「地場食材の日」	さんさん・もりもり給食デーの実施と地産地消（賞）の講話を行います。	年2回	農林課 子ども課
食に関するミニ講座	生活リズム、幼児期の食の重要性について講演を行います。	継続	子ども課

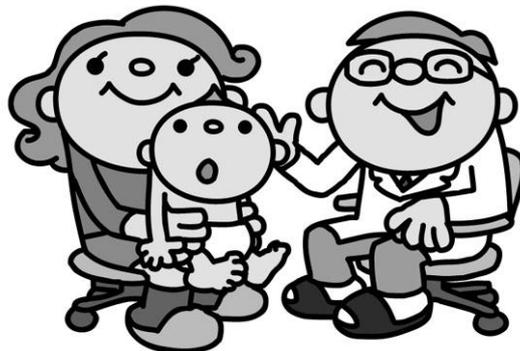
食事相談事業	保育園個別食事指導（アレルギー、肥満、やせ、離乳食等）及び肥満児・アレルギー児食事指導、離乳食指導を行います。	継続	〃
学校給食、保育所給食レシピ集作成	学校給食及び公立保育園給食のレシピ集を作成します。	新規	学校教育課 子ども課

#### (4) 地域周産期・小児医療の充実

○周産期・小児医療体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、周産期・小児医療の充実・確保に県、近隣の市町村及び関係機関と連携し、積極的に取り組みます。

○医療機関及び医療従事者の疲弊を防止するため、医療機関への適切なかかり方について啓発を図ります。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
県関係機関との連携	周産期・小児医療体制の充実・確保のため、環境整備などを県関係機関と連携し、推進します	継続	健康づくり課
地域医療機関との連携	須坂病院、須高医師会と連携し、周産期・小児医療体制の充実を図ります。	継続	〃
医療機関への適切なかかり方の啓発	冊子を作成し、市民に周知を図ります。また、子育てガイドブックに掲載します。	継続	健康づくり課 子ども課



### 3 次代を担う子どもたちの健やかな育ちと自立を支援します

#### (1) 次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発を推進します。
- 家庭を築き、子どもを生き育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。
- 中学生、高校生等が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児とふれあう機会を広げるための取り組みを推進します。
- 自立して生活を営む基本となる「働くこと」の意義と大切さを認識し、就業につながる支援を推進します。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
中高生と赤ちゃんふれあい事業	中学生、高校生が赤ちゃん及びその母親と触れ合う機会を提供します。	継続	子ども課
小・中学生と保育園児の交流事業	小・中学生と保育園児との交流事業を推進します。	継続	学校教育課 子ども課
職業観の早期醸成支援事業	小学校5年生の職業現場見学を須坂商工会議所と共催で実施します。 市内高等学校2年生の職業現場見学を企業と連携して実施します。 中学校2年生の職業現場体験学習を実施します。	継続	工業課 学校教育課
ジュニア・エコノミー・カレッジすざか	商売体験を通して経済の仕組みを学ぶ「起業家精神養成講座」として開催を支援します。	継続	工業課
高等学校再編と工業系学科の設置	高等学校再編にあわせ、工業系学科の設置を推進し、企業、大学・高専とも連携した人材の育成を図ります。	新規	工業課 学校教育課

#### (2) 生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

##### ア 確かな学力の向上

子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成が重要です。

- 子ども、学校及び地域の実態を踏まえて、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や地域の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。
- 児童生徒の学力、学力と学習状況の関係等を分析・検証し、課題を明確にし、授業改善につなげていきます。
- 学習及び生活状況については、学力との相関関係から見て、家庭生活において改善を図る点について、保護者を啓発していきます。

##### イ 豊かな心の育成

- 豊かな心をはぐくむため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く

道徳教育の充実を図ります。

- 地域と学校との連携・協力により職業体験学習やキャンプ等の宿泊体験活動をはじめとした多様な自然や社会体験活動を推進する等の取り組みの充実を図ります。
- 多様な文化に触れる体験活動を取り入れ、多様性を認める豊かな人間形成を図ります。

## ウ 健やかな体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣や食生活の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されています。

- 幼児期から楽しんで運動し、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進め、体育の授業の充実を図ります。
- 子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動について、外部指導者の活用を充実させる等、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。
- 子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。

## エ 信頼される学校づくり

- 学校評議員会、PTA活動の充実等により、地域及び家庭と学校との連携・協力を図り、地域や保護者、児童・生徒の意見を取り入れた学校評価を行います。
- 情報公開や、地域及び家庭と学校が相互に意思疎通を図り、開かれた学校づくりや、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。
- 子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備、維持管理を適切に行っていきます。
- 児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、各学校が、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る活動を推進します。

## オ 適切な就学を支援する事業

- いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化並びに学校及び地域、児童相談所など関係機関とのネットワーク作りを推進します。
- 各学校で、不登校や不適応の児童・生徒に対して、個別に指導できる人的配置や居場所の確保も充実させます。
- 心身に障がいのある児童・生徒が、当該児にふさわしい就学ができるよう支援すると共に、地域の学校に通学できるよう市立の特別支援学校を開設します。

## カ 幼児教育の充実

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園・保育園を通じた幼児教育全体の質の向上に取り組みます。
- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
指導主事の配置	学校における教育課程、学習指導など専門的事項を指導するために配置します。	継続	学校教育課
特色ある教育、学校づくり	子どもたちへ「生きる力」を育むための事業を中心に、学校ごとに特色ある活動や学	継続	〃

	校づくりを行います。		
教員補助員の配置	円滑な学級運営のため、小中学校に教員補助員を配置します。	継続	〃
姉妹都市等親善交流事業	三浦市、新発田市及び四平市との交流事業を推進します。	継続	政策推進課 学校教育課 子ども課
小・中学校施設整備事業	児童・生徒が安全で快適に学校生活を送れるよう、耐震改修をはじめとした施設改修や施設修繕を行います。	小学校校舎耐震工事は、平成 23 年度完了	学校教育課
中学校部活動運営連絡協議会	中学校部活動のあり方や部活動と学校社会体育活動、学校社会文化活動との連携を協議します。	継続	〃
部活動の外部指導員活用	教職員の負担を減らし、生徒と向き合う時間を確保するため、中学校部活動への地域スポーツ人材の活用を進めます。	継続	〃
食育の推進（再掲）			健康づくり課 学校教育課
栄養教諭による食育指導（再掲）			学校教育課
市立特別支援学校開設	平成 22 年度、須坂小学校内に長野養護学校の分教室を開室し、23 年度には市立特別支援学校に移行します。	新規	〃
不登校児童生徒支援員の配置	各中学校に不登校児童生徒支援員を配置します。	継続	〃
スクールカウンセラーによる相談	各中学校に臨床心理士を配置します。	継続	〃
心の教室相談員による相談	各中学校に心の教室相談員を配置します。	継続	〃
中間教室での支援	不登校状態にある中学生が通室を通して集団生活への適応や、学校への登校のための支援を行います。	継続	〃
アニマルセラピー	須坂市動物園において、不登校状態にある児童・生徒に動物のセラピー効果による学校復帰支援を行います。	新規	〃
ボランティア団体による不登校児の相談・居場所づくり	ボランティア団体が勤労青少年ホームで実施する不登校児及び親の相談事業等を支援します。	継続	〃
すこやか相談事業（再掲）			子ども課
小学校教師の保育体験 保育士の小学校参観	幼・保・小連携を推進します。	継続	学校教育課 子ども課

### (3) 家庭の教育力向上に向けた支援

全ての教育の原点は家庭教育であり、基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、自制心や自立心など人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われると言われていています。しかし、核家族化や少子化、生活様式の変化などにより、親の過保護、過干渉、過度の期待や放任、或いは自信の喪失等といった家庭の教育力の低下が懸念されています。

○家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談などの家庭教育に関する総合的な取組を関係機関が連携して推進します。

○早寝早起きや朝食を摂るなどの、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境整備に努めます。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
社会教育指導員の配置	子ども課に社会教育指導員を配置します。	継続	子ども課
子育てセミナーの開催	各町及び保育園等で開催する子育てセミナーに講師を派遣するなど開催を支援します。	継続	〃
家庭の日の推進	啓発を図るため「家庭の日」作文・ポスターの募集を行い、優秀作品を表彰します。	継続	〃
子育て応援メルマガの発行（再掲）			〃
ブックスタート事業	親子が絵本を通して、心がふれあうひとときを持ち、親子のきずなを深めるために3か月児健康診査時に絵本を配布します。	継続	〃
父親の育児講座	父親の育児・家事参加を促進し、夫婦が協力し合って子育てをする環境整備を図ります。	新規	〃
すくすく育児ランド（再掲）			〃
子育て支援事業	子育て中の人を支援するため、子育ての参考となる各種講座を開催します。	継続	中央公民館 生涯学習スポーツ課

### (4) 地域の教育力向上

地域における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。また、核家族化、地域のきずなの弱体化により、相互扶助や世代間交流が少なくなっています。

○子どもたちの体験不足を解消し、社会性・協調性を育むため、育成会、PTA支部等が実施する地域での交流活動や世代間交流の活動を支援します。

○高齢者の知恵・経験・技能の伝承を図り、高齢者との交流を推進します。

○神楽、食等を通し伝統・文化の継承を図ります。

○公民館等が中心となり、地域の教育力の資源としての人材、文化等の発掘と向上を図ります。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
すぎか子どもフェスティバル	郷土の伝統文化を継承し、創造していくため、楽しく学べる機会を提供し、子どもを主体として、地域一体となった参加型・体験型のフェスティバルを開催します。	継続	子ども課
育成会活動交付金	地域における子ども会活動を支援します。	継続	〃
信州すぎか農業小学校豊丘校	自然体験・農業体験を通じて、農業の素晴らしさや食べ物の大切さを実感するとともに、仲間づくり、世代間交流を図ります。	継続	〃
伝統文化の継承	神楽等の各地域に伝わる伝統文化を子どもたちが体験、習得し、子どもたちの歴史、伝統、文化に対する関心や理解を深め、豊かな人間性を育むため、伝統文化の継承を推進します。	継続	生涯学習スポーツ課
キッズ臥竜山たんけん	臥竜山、臥竜公園一帯をフィールドにした体験学習活動を開催します。	継続	〃
郷土食・伝統食の継承	食生活改善推進協議会が取組む地域食材を使った郷土食・伝統食を継承する活動を支援します。 また、学校給食、公立保育園給食でも伝統食・郷土食メニューを提供します。	継続	健康づくり課 学校教育課 子ども課
野菜づくり体験の支援	地元農家が、保育園で実施する野菜づくり体験の指導・支援を行います。	継続	農林課
こども21すぎか未来大学	21世紀を担う子どもたちの「生きる力」を育てる一助とするため開催します。	継続	中央公民館
少年の講座	地域公民館等で、子どもを対象とした様々な講座を開催します。	継続	中央公民館
蔵の町並みキャンパス事業	蔵造りの建物などを活用し、学生の研究と交流で賑わいを取り戻し、21世紀を担う知の創出と発信を行います。	継続	まちづくり課

## (5) 健全育成の推進

### ア 地域の子どもを、地域で守り育てる

- 次代を担う児童・青少年が、豊かな想像力と感性、自主性を育み、心身ともに健やかでたくましい人間として成長していくため、家庭、地域、学校、社会教育施設等地域全体が連携して健全な育成を推進します。
- 地域の大人たちが、子どもたち一人ひとりを見守りながら、激励や注意、助言をする活動を推進します。

### イ 安心・安全な居場所の提供

- 放課後や週末、長期休暇等に、地域の方々の協力を得て、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安心・安全な居場所づくりを推進します。
- 児童の健全育成の拠点施設の一つである児童センターが、子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、親子のふれあいの機会を計画的に提供します。

## ウ 豊かな感性の醸成

○小さなころから、芸術や自然に触れる機会を設け、感性豊かな人間形成を進め、地域文化の向上も図ります。

○21世紀の地球環境を考えられる子どもの育成を図ります。

## エ 健やかな身体づくり

○総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等子どもの多様なスポーツニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させ、活力ある地域づくりにもつなげていきます。

○子どもたちが様々なスポーツに親しむ機会を増やすために、体育協会と連携し各種スポーツ教室を開催します。

## オ 推進体制

○須崎市児童青少年総合対策本部を根幹として、各町育成会、児童青少年育成委員会、須高少年警察ボランティア協会、須高ホワイトエンジェルス隊、PTA支部、民生児童委員、須高地区保護司会等関係団体・機関と連携をとり、事業の推進を図ります。

○主任児童委員及び児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって推進します。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
放課後子ども教室	放課後における子どもたちの安全で安心な居場所づくりと、勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動の推進を図るために放課後子ども教室を開催します。	継続	学校教育課
児童センター	児童の心身の健やかな成長を図るため、健全な遊び場と機会を提供します。	継続	〃
エコ探検隊	夏休み期間中、小学4～6年生を対象に、ごみ問題、環境問題への関心を高める体験学習を実施します。	継続	生活環境課 男女共同参画課
せせらぎサイエンス	水生生物や水辺の観察を通して、水質保全、河川環境を考えると共に水に親しむ機会を提供します。	継続	生活環境課 中央公民館
公園・遊具の整備（再掲）		継続	まちづくり課
動物園管理事業	体験学習を動物園で受け入れます。また、写生大会、動物園まつりを開催します。	継続	まちづくり課
花と緑のまちづくり	花づくりを通して、豊かな感性をはぐくみます。	継続	〃
信州すざか農業小学校豊丘校（再掲）			子ども課
少年球技大会	健全でたくましい心と体をつくり、地域での連帯感を醸成するためソフトボール及びドッジボール大会を開催します。	継続	〃
児童青少年育成委員会善行賞	児童青少年育成委員会による善行賞表彰を実施します。	継続	〃

児童青少年育成センター活動	育成委員による街頭巡視補導活動を実施します。	継続	〃
少年・ジュニアリーダー養成研修会	子どもたちが地域の活動に積極的に参加し、自分たちで様々な行事を企画運営できるようにするため、須坂リーダーズクラブと協力して開催します。	継続	〃
須坂リーダーズクラブ	子ども会活動の活性化に寄与し、地域で活躍するリーダーを育成します。	継続	〃
博物館、美術館	市立博物館、世界の民俗人形博物館、版画美術館等を運営し、子どもたちが多様な文化・芸術に触れる機会の提供と体験学習の受け入れを行います。	継続	生涯学習スポーツ課
信州岩波講座	読書に親しみ、自ら考え、行動する子どもの育成を図るため、信州岩波講座の開催を支援します。	継続	〃
文化芸術活動支援	メセナ少年少女オーケストラ、ジュニアオペラ等の活動を支援します。	継続	〃
学校の太陽光発電	小中学校に太陽光発電を導入し、エコ教育の推進を図ります。	継続	学校教育課
竜ヶ池水質浄化事業	小山小学校児童と共に、竜ヶ池の水質浄化に取り組みます。	継続	まちづくり課 学校教育課
子ども向けスポーツ教室の開催	須坂市体育協会を通じ「キッズサッカー、キッズ野球、キッズバスケット」の教室を開催します。	各教室年間 8回開催	生涯学習スポーツ課
竜の里須坂健康マラソン全国大会	小学生から参加できるマラソン大会として開催します。	年1回	〃
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主導する複数の種目、教室からなる、総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。	新規	〃
子ども読書の集い	図書館ボランティアによる親子を対象とした読み聞かせ等を行います。	継続	〃

## (6) 有害環境対策の推進

書店やコンビニエンスストア、自動販売機等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されています。また、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめなどが、子どもに与える悪影響も懸念されています。

○育成委員会等関係機関・団体や地域住民と連携・協力をして、有害環境の浄化に努めると共に、関係業界に協力を求めます。

○携帯電話を通じて容易に接続できるインターネット上の有害情報や、インターネット上のいじめから子どもを守るためには、まず保護者が子どもの携帯電話やインターネットの利用の実態を把握することが重要です。そのため、保護者への啓発を推進します。

○各種メディアへの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校及び家庭における情報モラル教育を推進します。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
児童青少年育成	育成委員による有害環境の浄化活動、有害	継続	子ども課

センター活動 (再掲)	環境チェック活動等を実施します。		
インターネット、携帯電話の 使用方法啓発	情報教育の授業においてインターネットなどの危険性や「ネチケツ」について学ぶほか、PTAも含めて携帯電話やインターネットでの犯罪等について学びます。	継続	各学校



#### 4 安心して育てられる生活環境を整備します

## (1) 交通安全を確保する事業の取り組み

### ア 交通安全教育の推進

○子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関

係団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

○子ども及び子育てを行う親等を対象とした交通安全教育を推進すると共に、交通安全教育に当たる職員の指導力の向上及び地域における民間の指導者の育成を推進します。

### イ チャイルドシート着用の推進

○チャイルドシート着用の推進を図るため、チャイルドシートの貸出制度等を実施します。

### ウ 自転車の安全利用の推進

○交通ルールを順守した正しい自転車の乗り方の教育を進めます。

○幼児及び児童・生徒の自転車乗車時の乗車用ヘルメットの着用を推進します。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
交通安全教室	幼稚園、保育園、小学校で交通安全教室を開催します。	継続	学校教育課 子ども課
交通安全子供自転車大会への参加支援	自転車の安全運転知識及び技能を身につけるため、大会の開催、参加を支援します。	継続	学校教育課 市民課
交通指導員・LPS隊員活動	交通安全意識の啓発を図るため、街頭指導等を行います。	継続	市民課
チャイルドシート貸出事業（おもちゃ図書館）	チャイルドシートの短期的な利用について、貸出しを行います。	新規	子ども課

## (2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

### ア 地域住民等による防犯活動

○子どもを犯罪等の被害から守るため、地域住民と関係機関、ボランティア団体等が連携し、パトロール活動を実施する取り組みを支援します。

○犯罪などの情報を速やかに提供し、自主防犯意識の向上を図ります。

### イ 子どもの防犯講習の実施

○子どもが犯罪の被害に遭わないようにするため、子どもを対象とした防犯講習の実施を支援します。

### ウ こども安心の家の普及拡充

○地域の防犯力を高めると共に、子どもたちを犯罪から守る「こども安心の家」の設置を推進します。

### エ 被害に遭った子どもの保護の推進

○犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言など学校等の関係機関と連携し、きめ細かな支援を行います。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
-----	------	-------	-----

地域安全サポーター等による見守り活動	日常的に散歩をしながら、通学路やまちを見守る地域安全サポーターが、55の自治会（区）で活動し、そっくりパトカー（青色回転灯装備）も活用されています。これらの活動が安全に継続できるよう支援します。	継続	市民課
児童青少年育成センター活動（再掲）			子ども課
須高防犯協会連合会との連携	防犯活動全般にわたり連携した取り組みをします。	継続	市民課 子ども課
学校、育成委員、PTA、地域の連携	各関係機関と連携し防犯活動等を行います。	継続	学校教育課 子ども課
CAP（子どもへの暴力防止プログラム）講習補助	いじめや暴力などから、子どもたちが自分の身を守り、人権意識を養うためのCAPプログラム講座の受講に対し補助を行います。	継続	学校教育課
防犯紙芝居による啓発	須高防犯協会女性部による、子ども自身が身を守る方法を教える活動を推進します。	継続	市民課
こどもを守る安心の家	関係機関と連携し、「こどもを守る安心の家」について、子どもや保護者に周知すると共に、地域への啓発を行います。	継続	学校教育課
防災防犯メール	子どもを対象とした犯罪等が発生した場合には、速やかに防災防犯メールを配信し注意喚起を促します。	継続	学校教育課 子ども課 市民課
虐待被害者等支援対策連絡協議会（再掲）			子ども課
スクールカウンセラー、心の相談員配置（再掲）			学校教育課

### (3) 安心して外出できる環境の整備

#### ア 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

○妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、長野県福祉のまちづくり条例に適応した施設整備を推進します。

○妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」のためなどの取り組みを行います。

#### イ 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

○公共施設等において、小さな子ども連れの親子などが使えるトイレや授乳室などの設置を推進します。

○商店などにおいても、施設の整備が進むよう取り組みます。

#### ウ 防犯灯などの整備

○夜間の通学路や交差点などでの犯罪や事故を防ぐため、防犯灯、街路灯や道路照明等の整備を推進すると共に、設置などに対し支援をします。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
-----	------	-------	-----

公共施設等のバリアフリー化、トイレ・授乳室の設置推進	子ども連れで利用しやすいトイレや、おむつ交換スペース、授乳スペースの設置などを推進します。	継続	施設の管理者
マタニティマークの普及	妊娠届提出時にマタニティマークのストラップかシールを配布し、新しい命を社会全体で育む環境整備を推進します。	継続	健康づくり課
道路照明の設置	道路改良計画に併せ幹線道路交差点等への設置について検討を進めます。	継続	道路河川課
防犯灯設置補助	区による防犯灯設置・改修事業を支援（補助）します。	継続	市民課
商店街街路灯設置補助	商店街が設置する街路灯に係る費用の一部を補助します。	継続	商業観光課
街路灯電気料補助	商店街が設置した街路灯に係る電気料の一部を補助します。	継続	〃

#### (4) 良質な住宅、良好な住環境の整備

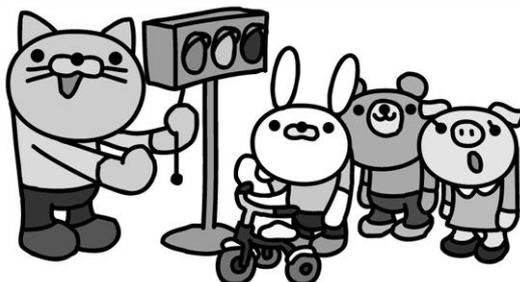
##### ア 良質な住宅の確保と良好な居住環境の確保

- 子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、市営住宅を改修し多子世帯向け住宅の供給を図ります。
- 供給に当たっては、室内空気環境の安全性を確保した住宅とします。

##### イ 安全な道路交通環境の整備

- ベビーカーでの移動が容易となるよう、歩道段差の解消を推進します。
- 事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
市営住宅の多子世帯向け住戸整備	旭ヶ丘団地、北旭ヶ丘団地のリフォーム事業において、多子世帯向け住戸を設置します。	3LDK住戸30戸設置	まちづくり課
歩道段差解消工事	平成22年度市道高甫南原線実施。平成23年度から新規路線に着手します。	継続	道路河川課
歩道設置整備	通学路への歩道の設置を推進します。	市道沼目南沖線 L=600m	〃
交通安全施設整備	通学路等で歩道設置が困難な箇所について、可能な範囲で車道と路肩の識別を高めるカラー舗装を施工します。	継続	〃



## 5 仕事と生活の調和がとれる社会をめざします

### (1) 社会の意識醸成～調和のとれた生活～

#### ア 「働き方」と「暮らし方」双方の改革

子育て期にある保護者が、やりがいを感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても多様な生き方を実現するためには、職場優先の意識改革や、仕事と生活のバランスのとれる多様な働き方を選択できることが必要です。そのためには、企業などの理解が重要であると共に、男女共同参画社会づくりの意識醸成も必要です。

○関係機関や企業などと連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

#### イ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

○保育園、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなどの託児サービスの充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援基盤を整備します。

事業名	事業概要	目標事業量	所管課
男女共同参画社会づくりの推進に関する条例制定	住民はじめ、事業者などの関係機関との協働により男女共同参画社会づくりを推進します。	22年度策定	男女共同参画課
ワーク・ライフ・バランスの推進	事業所などと連携し研修会、講演会を開催します。	継続	男女共同参画課 工業課
男女共同参画地域学習会	町に出向き、家庭や地域での男女共同参画について考える学習会を行い、性別役割分担意識の解消を図ります。	10町/年開催	男女共同参画課
母親のチャレンジ支援事業	結婚や出産等でいったん仕事を辞めた女性の多様な社会参加を支援します。	継続	男女共同参画課
父親の育児講座(再掲)			子ども課
通常保育・特別保育事業(再掲)			〃
ファミリー・サポート・センター事業(再掲)			〃
育児ボランティア団体助成事業(再掲)			〃
放課後児童クラブ事業(再掲)			学校教育課



### Ⅲ 計画の推進体制

#### 1 市民との連携、共創の取組み

市民や各種団体、企業と連携し、地域全体で子育てを支援するため、「子育て・子育てを語る広場」を次世代育成支援対策推進法第 21 条に定める次世代育成支援対策地域協議会として機能させ、計画の推進を図ります。

また、「子育て・子育てを語る広場」及び関係者等と、庁内関係課等で組織する「須坂市次世代育成支援行動計画推進庁内連絡会議」との連携を密にし、共創による取組みを推進します。

#### 2 計画の進捗状況と評価

本計画で示す基本目標や事業の実施状況、目標の達成度については、毎年関係課等で自己評価し、公表します。

また、「子育て・子育てを語る広場」において、自己評価について意見交換し、目標の方向性や事業内容について検討します。



#### IV 目標事業量（国への報告事項）

		平成22年度		平成26年度		平成29年度(参考)		
		ニーズ量 (単位)	目標事業量 (単位)	ニーズ量 (単位)	目標事業量 (単位)	サービス利用率 (%)	ニーズ量 (単位)	目標事業量 (単位)
平日昼間の保育サービス								
3歳未満児	認可保育所	568 (人)	443 (人)	504 (人)	443 (人)	44	450 (人)	450 (人)
	保育5サービス	637 (人)	443 (人)	565 (人)	443 (人)	49	504 (人)	504 (人)
	うち 家庭的保育事業	25 (人)	0 (人)	22 (人)	0 (人)		20 (人)	20 (人)
3歳以上児	認可保育所	756 (人)	942 (人)	753 (人)	942 (人)	56	686 (人)	686 (人)
	保育5サービス	796 (人)	942 (人)	793 (人)	942 (人)	59	723 (人)	686 (人)
	うち 家庭的保育事業	13 (人)	0 (人)	13 (人)	0 (人)		12	12 (人)
	保育6サービス	1,113 (人)	942 (人)	1,109 (人)	942 (人)	83	1,011 (人)	1,011 (人)
うち 認可保育所+家庭的保育+幼稚園の預かり保育	1,063 (人)	0 (人)	1,059 (人)	0 (人)		965	965 (人)	
年齢区分なし	特定保育事業 ※設定した場合		0		0 (か所)			0
夜間帯の保育サービス(延長、夜間、深夜・早朝帯)								
延長保育事業		240 (人)	314 (人)	226 (人)	226 (人)	9	204 (人)	204 (人)
			7 (か所)		7 (か所)			7 (か所)
夜間保育事業		15 (人)	0 (人)	14 (人)	0 (人)	1	13 (人)	13 (人)
			0 (か所)		0 (か所)			1 (か所)
トワイライトステイ事業		15 (人)	0 (人)	14 (人)	0 (人)	1	13 (人)	13 (人)
			0 (か所)		0 (か所)			1 (か所)
休日保育事業		272 (人)	285 (人)	256 (人)	256 (人)	10	231 (人)	231 (人)
			1 (か所)		1 (か所)			1 (か所)
病児・病後児保育事業		1,504 (人日)		1,425 (人日)			1,288 (日数)	
うち 体調不良型			× (日数・か所)		× (日数・か所)			× (日数・か所)
			1 (か所)		1 (か所)			1 (か所)
うち 病児対応型・病後児対応型			1,168 (日数)		1,168 (日数)			1,168 (日数)
放課後児童健全育成事業		851 (人)	816 (人)	783 (人)	816 (人)	55	766 (人)	766 (人)
			15 (か所)		15 (か所)			15 (か所)
一時預かり事業		16,254 (人日)	15 (か所)	15,318 (人日)	15 (か所)		13,828 (日数)	15 (か所)
			1,232 (日数)		1,232 (日数)			13,828 (日数)
地域子育て支援拠点事業		8,338 (回数)		7,858 (回数)	1 (か所)		7,094 (回数)	1 (か所)
ひろば型		(回)	0 (か所)	(回)	0 (か所)			0 (か所)
	センター型	(回)	1 (か所)	(回)	1 (か所)			1 (か所)
	児童館型	(回)	0 (か所)	(回)	0 (か所)			0 (か所)
ファミリーサポートセンター事業		692 (日数)	1 (か所)	652 (日数)	1 (か所)		588 (日数)	588 (か所)
ショートステイ事業		350 (泊数)	0 (か所)	330 (泊数)	0 (か所)		298 (泊数)	298 (か所)